

# 学位(課程博士)論文審査及び最終試験報告書

2016 年 8 月 4 日

人間文化学研究科長  
早木仁成様

## 学位論文審査委員会

審査委員長 今西幸藏  
審査委員 呉英元  
審査委員 大原良通  
審査委員 水谷勇



本学学位規則第 8 条の規程により、論文審査の要旨及び学位の授与に関し

下記のとおり報告いたします。

記

学位申請者	鄭惠遠
論文題目	雨森芳洲以前の対馬人と朝鮮語に関する研究

## 論文審査の要旨

### 1. 本研究の位置づけ

本論文は、長崎県対馬を中心とした古代から近世までの日韓(朝)交流史に関わる文献研究の成果である。日韓(朝)両国の交流の媒体となった言語に関わる諸資料から対馬人の朝鮮語能力を推測していること、明治中期までの我が国におけるほぼ唯一無二の朝鮮語教育テキストとして考えられてきた『交隣須知』を著した雨森芳洲の画期的な業績を再評価することを研究課題としている。

申請者は、自身が韓国人として『高麗史』『朝鮮王朝実録』はじめ韓国の諸資料を深く読解することができ、日本での長期滞在から得た堪能な日本語能力を駆使して『宗家文書』はじめ日本語文献を読み込み、漢文の正確な読解も身につけ、会話で使用されていた言語を諸資料の読解をもとに推定していくという未踏の研究作業に取り組み、一定の成果をあげて本論文にまとめあげている。

本論文は、これまでに類のない挑戦的な研究の成果であり、教育史、日韓交流史、社会言語学をクロスさせた研究分野を形成する先駆的研究として高く評価できる。研究過程において、日韓(朝)両国に残された膨大な文書を丁寧に読み解いており、アカデミックな知見として従来にない見解を付加するものとして高く評価できるものであり、博士論文として十分に評価できる水準に達するものである。

### 2. 本論文の特色と評価

本研究の最大の特色は、日韓(朝)両国の和漢及びハングルで書かれた膨大な文書を緻密に分析し、日本人と韓国(朝鮮)人がどのような言語で会話していたのか、さらには両国人の外国語に対する考え方の違いを明らかにした点であり、日韓関係史、教育史に新しい研究成果を示したことにある。

本論文は、大きく3つの部分（第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部）に分けられている。

第Ⅰ部と第Ⅱ部は、「古代から平安後期までの対馬人の韓国(朝鮮)語能力に関する研究」であり、学会誌に掲載された2本の査読論文を加筆修正し、申請者の問題意識である日本人と韓国(朝鮮)人との会話で使用された言語を先行研究や諸資料を読み込んで推定した論文である。意欲的、萌芽的研究として高く評価できるが、古代史資料が乏しいため、傍証による推測にとどまっており、論拠不足が否めない。本研究の端緒としては欠くことはできず、今後のより一層の資料発掘、読解による精緻化が期待される。

第Ⅲ部は、本論文の核心である室町時代や江戸時代初期の対馬人(韓国に在住した倭人を含む)の韓国(朝鮮)語能力を、漢文・ハングル・日本語で書かれた膨大な文献を丁寧に読み解き、緻密に分析することによってきわめて実証的・論理的に研究成果を示した。具体的には、『高麗史』や李氏朝鮮各王実録の精査を通して、倭寇に関わる先行研究において僅かながら触れられていた指摘を批判的に吟味し、その後の糺余曲折を含めて実証的かつ詳細に当時の対馬人朝鮮語能力を推定した。さらに、室町期における外交関係の成立を受けて、倭寇や商人など在野の朝鮮語能力だけでなく、通事(通訳者)の言語能力について同様の手法を用いて詳細に明示した。『老松堂日本行録』などに残された朝鮮語に関する記録を丁寧に分析し、日韓(朝)双方の言語能力を精密に推定し、また秀吉による2度の朝鮮出兵時の言語能力や言語政策、その後の両国の関係修復と將軍代替わり時の朝鮮通信使一行とその応対の有り様を、両国双方の文書から明らかにするという地道な作業を通して、雨森芳洲以前の日朝交流前線における言語能力・外国語観を鮮明に描出した。こうした前史の丁寧な解明を踏まえ、雨森芳洲の生涯を概観し、彼の外交官としての業績や朝鮮側の日本語教本『倭語類解』作成への貢献、我が国初の朝鮮語読本『交隣須知』の作成とその意図を、従前の先行研究を超えて鮮明に描き出し、新たな視点を加えて再評価した。

以上のように、本論文は、研究手法においても研究視角においても斬新かつアカデミックな研究に仕上げられており、雨森芳洲以前の対馬人と朝鮮語に関する研究において、広大かつ緻密な資料読解を通して実証的なデータを提示し、これをもとに日本人と韓国(朝鮮)人との会話で使用された言語を明らかにしようとする画期的な研究であり、今後、社会言語学での接触言語(ピジン語など)の研究成果をも取り入れることで本研究にいっそうの厚みと深みが加わって、学会に新風を送り込む研究の発展とともに期待される成果であって、博士(人間文化学)の学位を授与するに相応しいものと認める。